

其他必要に應じ部門を設置することを得。
第十二條 船内委員会は船内委員を以て組織し、執行委員會と會員間の聯絡を圖り、兼て、會務を監督するものとす。

第十三條 顧問委員會は本會の諮問機關にして本會の顧問を以て組織す。

第四章 役員

第十四條 本會に左の役員を置く。

- 一、會長 一名
- 二、主事 一名
- 三、會計 一名
- 四、支部長 若干名
- 五、書記 若干名
- 六、部長 若干名
- 七、會計監督 若干名
- 八、船内委員 若干名

第十五條 會長は會を代表し、會務を處理す。主事は會長を補佐す。

第十六條 會計は本會々計事務を處理す。

第十七條 支部長は支部の會務に従事す。

第十八條 書記は會長、支部長の命を受けて會務に従事す。

第十九條 部長は各部門を管掌す。

第二十一條 會計監督は會計を監督す。

第二十二條 役員は大會に於て之を選出し、任期を一年とす。但し再選を妨げず。欠員又は増員の必要を生じたる時は執行委員會又は在港船代表協議會之を推薦し次期大會の承認を得る事を要す。

第二十三條 船内委員は船内規約に基き各船に於いて之を選出す。

第五章 入會・退會・除名

第二十四條 本會に入會せんとするものは、本部、支部又は船内委員に申込みを要す。

第二十五條 本會は右申出を受理したる時は會員章及會員手帖を交附す。

第二十六條 本會員にして本會の名譽を汚し、或はその統制を棄す時は執行委員會の決議によりて除名す。

第六章 會計

第二十七條 本會の會計は、會費、維持費、寄附金及其他の收入を以て之に充てその豫算及決算は毎年定期大會の承認を経るを要す。

第二十八條 本會々費は毎月金五十錢にして前納するものとす。但し既納の會費は一切返戻せず。

第二十九條 船内規約は別に之を定む。

第三十條 舊會則による本會の退職金受領有資格者の權利は之を無効とす。

第三十一條 本會則は昭和四年五月七日より之を實施す。

第三十二條 本會則は昭和四年五月七日より之を實施す。

第七章 附則